

(公 印 省 略)
群福適正化第 号
令和 5 年 月 日

社会福祉法人の代表者 様
施設等を経営する NPO 法人の代表者 様
社会福祉事業を営営する事業者 様

群馬県運営適正化委員会
苦情解決部会 部会長 新木 恵一

福祉サービスの苦情解決に関する社会福祉事業者巡回支援の実施について（案内）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます

当委員会の事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、社会福祉法第 8 2 条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と規定され、苦情を受付けるための窓口の措置など必要な措置を講じなければならないこととされています。

群馬県運営適正化委員会では、事業所の段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう巡回支援を実施することといたしました。

巡回支援を希望される事業所は別紙申込書により、令和 5 年 3 月 3 1 日（金）までに Google フォーム又は FAX にてお申し込みくださるようご案内いたします。

記

1 訪問日時

- ・令和 5 年 4 月以降を予定（概ね 1 時間程度の訪問）
- ・お申込を頂いた後に個別に日程調整をいたします。

2 訪問者

群馬県運営適正化委員会事務局職員等

3 内容

- ・苦情解決体制に関すること
- ・苦情事例の対応に関すること

4 お申込方法

お申込フォーム URL <https://forms.gle/fVaeDR86mEwhmuCn8>
又は別添申込書によりお申し込みください

5 その他

- ・詳細、不明点等については、事務局までお問い合わせください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、訪問者数の調整、訪問を中止又は延期、オンライン等に変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

事務局／渡部・松村
TEL 027-255-6669
FAX 027-255-6173